宗教法人「日本基督教団　　　　　　　　教会」規則（準則）

**第１章　総　　則**

（名　　称）

第 1 条　この教会は，宗教法人法による宗教法人であって，｢日本基督教団　　　教会｣という。

（事務所の所在地）

第 2 条　この宗教法人（以下｢法人｣という。）は，事務所を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（目　　的）

第 3 条　この法人は，日本基督教団の教憲，教規及び同教団の規則の定めるところに従って，ひろくキリストの福音を宣べ伝え，人々をして救いの恩寵に与らせ，礼拝，儀式及び行事を行い，信徒を教化育成することを目的とし，その目的を達成するために必要な業務を行う。

（包括宗教団体）

第 4 条　この法人の包括宗教団体は，宗教法人「日本基督教団」とする。

（公告の方法）

第 5 条　この法人の公告は，この教会の週報に2回掲載し，及び法人事務所の掲示場に10日間掲示して行う。

**第２章　　役員その他の機関**

**第1節　　代表役員及び責任役員**

（員　　数）

第 6 条　この法人には，　　　人の責任役員を置き，そのうち1人を代表役員とする。

（資格及び選任）

第 7 条　代表役員は，「主任担任教師」の任にある者をもってこれに充てる。

2　主任担任教師は，日本基督教団の教規の定めるところに従って，日本基督教団の教師のうちから教会総会の議決を経て申請した者につき，教区総会議長の承認を経，教団総会議長の同意を得て選任する。

3　代表役員以外の責任役員は，教会員のうちから教会総会において選任する。

4　責任役員のうちには，責任役員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が，責任役員定数の3分の1を超えて含まれてはならない。

（任　　期）

第 8 条　代表役員の任期は，主任担任教師の在任期間とする。

2　代表役員以外の責任役員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

3　補欠の責任役員の任期は，前任者の残任期間とする。

4　代表役員及び責任役員は，辞任又は任期満了後でも，後任の代表役員及び責任役員又はその代務者が就任するときまで，なおその職務を行うものとする。

（代表役員の職務権限）

第 9 条　代表役員は，この法人を代表し，その事務を総理する。

2　代表役員は，責任役員会の議長となる。

（責任役員会及びその職務権限）

第10条　責任役員は，責任役員会を組織し，次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

（１）予算の編成

（２）決算(財産目録，貸借対照表及び収支計算書)の承認

（３）歳計剰余金の処置

（４）基本財産の設定及び変更

（５）不動産及び重要な動産に係る取得，処分，担保の提供，その他重要な行為

（６）主要な境内建物の新築，改築，増築，移築，模様替え，除却及び用途変更等

（７）境内地の模様替え及び用途変更等

（８）借入れ及び保証

（９）規則の変更並びに細則の制定及び改廃

（10）合併並びに解散及び残余財産の処分

（11）その他この規則に定める事項

（12）この法人の事務のうち，責任役員が必要と認める事項

2　責任役員会は，代表役員が招集する。ただし，責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは，代表役員は，速やかに招集しなければならない。

3　責任役員会の議事は，この規則に別段の定めがある場合を除くほか，責任役員の定数の過半数で決する。

4　責任役員会における責任役員の議決権は，各々平等とする。

5　責任役員会には，議事録を作成しておくものとする。

**第2節　代 務 者**

（置くべき場合）

第11条　次の各号の一に該当するときは，代務者を置かなければならない。

（１）代表役員又は責任役員が死亡，解任，辞任，任期満了，その他の事由によって欠けた場合において，速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

（２）代表役員又は責任役員が病気，旅行，その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

（資格及び選任）

第12条　代表役員の代務者は，日本基督教団の教規の定めるところに従って，日本基督教団の教師のうちから責任役員会の議決を経て申請した者につき，教区総会議長の承認を経，教団総会議長の同意を得て選任する。

2　代表役員以外の責任役員の代務者は，教会員のうちから責任役員会において選任する。

3　第7条第4項の規定は，代務者についても準用する。

（職務権限）

第13条　代務者は，代表役員又は責任役員に代って，その職務の全部を行う。

2　代務者は，その置くべき事由がやんだときは，当然その職を退くものとする。

**第3節　仮代表役員及び仮責任役員**

（選　　定）

第14条　代表役員又はその代務者は，この法人と利益が相反する事項については，代表権を有しない。この場合においては，代表役員以外の責任役員のうちから，責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2　責任役員又はその代務者は，その責任役員又はその代務者と特別の利害関係がある事項については，議決権を有しない。この場合には責任役員会において，教会員のうちからその議決権を有しない責任役員又はその代務者の員数だけ，仮責任役員を選定しなければならない。

（職務権限）

第15条　仮代表役員または仮責任役員は，前条に規定する事項について，当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代ってその職務を行う。

**第4節　役員の解任**

（代表役員の解任）

第16条　代表役員が次の各号の一に該当するときは，責任役員会において定数の全員の議決及び教会総会において議員総数の3分の2以上が出席し，出席者の3分の2以上の議決を経て，教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得て解任することができる。

（１）職務上の義務に明らかに違反した場合

（２）代表役員としてふさわしくない行為があった場合

（責任役員の解任）

第17条　代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは，責任役員会において定数の全員の議決及び教会総会において議員総数の3分の2以上が出席し，出席者の3分の2以上の議決を経て，代表役員は当該責任役員を解任することができる。この場合において，同条第2号中「代表役員」とあるのは，「責任役員」と読み替えるものとする。

（代務者の解任）

第18条　代表役員及び責任役員の代務者の解任については，前２条の規定を準用する。

**第5節　教会総会**

（教会総会）

第19条　この法人に教会総会を置く。

2　教会総会は，主任担任教師，教会担任教師及び教会員（以下「議員」という。）をもって組織する。

3　教会総会は，毎年2回　　月と　　月中に代表役員が招集する。ただし，代表役員は，必要があると認めるときは，臨時に教会総会を招集することができる。

4　代表役員以外の責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは，代表役員は速やかに臨時教会総会を招集しなければならない。

5　教会総会は，議員総数の5分の1以上が出席しなければ開会することができない。（ただし，当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した議員は，出席とみなす。）

6　教会総会の議長は，代表役員又はその代務者をもってあてる。ただし，代表役員又はその代務者がともに事故あるときは，教会総会において教会担任教師又は責任役員の中から選定することができる。

7　教会総会の議事は，この規則に別段の定めがある場合を除き，出席者の過半数で決する。

8　教会総会は，第10条第1項各号に掲げる事項のほか，代表役員又は議員から提出された議案につき審議し議決する。

９　教会総会に書記１人を置き，教会員のうちから選挙する。

10　教会総会には，議事録を作成しておくものとする。

**第6節　監　　事**

（監　　事）

第20条　この法人に，監事　　　人を置く。

2　監事は，教会員のうちから，責任役員以外の者を，教会総会において選任する。

3　監事の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

4　監事は，任期満了後でも，後任者が就任するときまで，なおその職務を行うものとする。

5　監事には，責任役員若しくはその親族その他特殊の関係がある者又はこの教会の職員が含まれてはならない。

6　監事は，相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

7　監事は，この法人の財産状況を監査し，責任役員会及び教会総会に報告しなければならない。

8　監事が，第16条各号の一に該当するときは，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会において議員総数の3分の2以上が出席し，出席者の3分の2以上の議決を経て，代表役員は当該監事を解任することができる。この場合において，同条2号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

**第３章　教 会 員**

（教 会 員）

第21条　この規則でいう教会員とは，教会員名簿に登録されている者で現住陪餐会員をいう。

**第４章　財　　務**

（資産の区分）

第22条　この法人の資産は，基本財産及び普通財産とする。

2　基本財産は，次の各号に掲げる財産とする。

（１）境内地，境内建物，その他の財産のうちから基本財産として設定するもの

（２）基本財産として指定された寄附財産

（３）基本財産に編入された財産

3　普通財産は，基本財産以外の財産とする。

（基本財産の設定及び変更）

第23条　基本財産の設定又は変更をしようとするときは，責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経，教会総会の議決を得なければならない。

（基本財産の管理）

第24条　基本財産たる現金は，郵便局若しくは銀行に預け，又は確実な有価証券に替えるなど，代表役員が適正に管理しなければならない。

（財産の処分等）

第25条　次に掲げる行為をしようとするときは，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会において議員総数の3分の1以上が出席し，出席者の3分の2以上の議決を経て，その行為の少なくとも1月前に，教会員その他の利害関係者に対し，その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし，第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合又は軽微なものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合には，公告を行わないことができる。

（１）不動産を処分し又は担保に供すること。

（２）借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は保証をすること。

（３）主要な境内建物の新築，改築，増築，移築，除却又は著しい模様替えをすること。

（４）境内地の著しい模様替えをすること。

（５）主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し，又はこれらを法人の主たる目的以外の目的のために供すること。

2　前項各号に掲げる行為をしようとするときは，前項の議決を経たのち，教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得なければならない。

（経費の支弁）

第26条　この法人の通常経費は，普通財産をもって支弁する。

2　代表役員，責任役員及び監事は，その地位のみに基づいて報酬を受けてはならない。

（予算の編成）

第27条　予算は，毎会計年度開始1月前までに編成しなければならない。予算の決定は，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会の議決を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（予算の区分）

第28条　予算は，経常収支及び臨時収支の二部に区分し，各々これらを科目に区分して，歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

（予備費の設定）

第29条　予算超過又は予算外の支出に当てるため，予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用しようとするときは，責任役員会の議決を得なければならない。

（特別会計の設定）

第30条　特別の必要があるときは，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会の議決を経て，特別会計を設けることができる。

（決　　算）

第31条　決算に当たっては，財産目録,貸借対照表及び収支計算書を毎会計年度終了後3月以内に作成し，監事の監査を受けたうえ，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会の議決を得なければならない。

（歳計剰余金の処理）

第32条　歳計に剰余を生じたときは，これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし，責任役員会及び教会総会の議決を経て，その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第33条　この法人の会計年度は，毎年4月1日に始まり，その翌年の3月31日に終わるものとする。

**第５章　補　　則**

（規則の変更）

第34条　この規則を変更しようとするときは，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会において議員総数の3分の2以上が出席し，出席者の3分の2以上の議決を経て，教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得たのち，　　　　　　知事の認証を受けなければならない。

（合併又は解散）

第35条　この法人が合併又は解散しようとするときは，前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第36条　この法人が解散しようとするときは，その残余財産は，第35条に基づく議決を経たのち，教区総会議長の承認及び教団総会議長の同意を得て，宗教法人「日本基督教団」，その包括する宗教法人たる教会又は公益法人にこれを寄附するものとする。

（包括宗教法人の規則等の効力）

第37条　宗教法人「日本基督教団」の規則のうち，この法人に関係のある事項に関する規定は，この規則に定めるもののほか，この法人についてもその効力を有する。

（備付書類及び帳簿）

第38条　この法人の事務所には，常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

（１）この法人の規則及び認証書並びに細則

（２）日本基督教団の教憲，教規及び同教団の規則

（３）代表役員，責任役員及び監事名簿

（４）予算書

（５）財産目録，貸借対照表及び収支計算書

（６）責任役員会及び教会総会の議事録

（７）事務処理簿

（８）教会員名簿

（施行細則）

第39条　この規則の施行に関する細則は，責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教会総会の議決を経て，代表役員が別に定める。

**附　　則**

（旧規則にある附則をすべて書いてください。）

**附　　則**

この変更した規則は，　　　　知事の認証を受け登記をした日（　　　年　　月　　日）から施行する。

（宗教法人法第52条に該当する場合は、登記をした日から施行となります。）

**附　　則**

この変更した規則は，　　　　知事の認証書の交付を受けた日（　　　年　　月　　日）から施行する。

（登記の必要が無い場合は、知事の認証書の交付を受けた日から施行となります。）